

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除（近畿経済産業局所管分）に関する意見の募集について（令和８年８月報告分）に対する意見への回答

<意見募集期間：令和８年９月１８日（金）～令和８年１０月１８日（日）>

No.	御意見	御意見に関する回答
1	近畿経済産業局所管分における指定旧供給地点の指定解除に関して、以下の理由から、安易な民間移行および規制緩和には強く反対する。 エネルギー安全保障と外資規制の観点からの懸念 インフラ事業、とりわけ地域住民の生活に直結するガス供給網が民間企業、特に海外資本（外資）の影響下に入るとは、国家のエネルギー安全保障上重大なリスクとなる。 指定解除を進めるにあたっては、買収防衛策や資本構成の透明性に関する担保が不可欠であるが、現行の枠組みでは外資による買収や重要なインフラ資産の海外流出を防ぐ実効的な歯止めが不十分である懸念が拭えない。 インフラの公共性と供給責任の維持 ガス供給は、市場原理のみに委ねるべき一般的な商品ではなく、国民生活と経済活動の基盤となる不可欠なインフラストラクチャーである。 民間企業への移行・全面的な市場化が進むことで、収益性の低い地域における投資の縮小、供給安定性の低下、あるいは急激な料金上昇が引き起こされるリスクがある。インフラは国家または準公的な責任において維持されるべきであり、競争原理の導入を拙速に進めるべきではない。 【要望】 外資系資本の参入や影響力拡大を防ぐための厳格な審査基準および法規制が確立されない限り、指定解除の判断を保留すること。 地域住民への安定供給と公益性を最優先し、インフラの維持管理に関する国および自治体の関与を継続・強化する枠組みを維持すること。	ガス小売自由化後にガス小売事業者が設定する料金は自由であることが原則です。 指定旧供給地点の指定の解除にあたっては、適正な競争関係が確保されているか否かを判断の基準としており、ガス小売事業者の資本関係は審査の対象となっておりません。 また、解除の判断を行う際には、解除基準を形式的に満たしていても、必ずしも適正な競争環境が確保されているとは評価できないケースもあることから、消費者から幅広く意見を募集するパブリックコメントや、電力・ガス・熱供給の自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立された、経済産業大臣直属の組織である電力・ガス取引監視等委員会へ意見を聴取するなど、適正な競争関係が確保されているかどうかについて、総合的な評価を行うこととしています。 さらに、指定が解除されることとなった場合でも、解除の日から３年間の「特別な事後監視」や全てのガス小売事業者が設定する小売料金水準の確認等を行う「一般的な市場監視」により、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか等確認することで、需要家の利益を保護してまいります。